

知っておきたい教育法令

休職等の期間中の給与

(総務課管理主事・古市孝雄)

給与種別														支給休職期間	休職期間	種給別等	休事職由等	
業育児給休	教定手通当産	別教手員當特	手へき当地	手寒冷地	勤勉手當	期末手當	通勤手當	住居手當	調整扶養手當	整初手給當調	手管理當職	整教職	調給額調	給料				
×	全額	全額	全額	全額	全額	全額	×	全額	休職中	三年	傷病公務	休						
×	日数(一定以上)勤務額	同上	同上	(勤務期間)	同上	×	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	休職中	(二三年)年	疾核患性	
×	八百六十の	八百六十の	八百六十の	八百六十の	八百六十の	八百六十の	×	八百六十の	一年間	三年	私傷病	職						
×	八百六十の	八百六十の	八百六十の	八百六十の	八百六十の	八百六十の	×	八百六十の	休職中	三年	不るる生公務							
×	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	×	六百十以内の	同上	係争中	件起訴事							
×	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	六百十以内の	×	六百十以内の	同上	五年	専在従籍							
一	日数(一定以上)勤務額	全額	全額	全額	全額	全額	(出勤一日以上)	全額	一	一年次	休							
一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一	特別	
一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一	病氣	暇
一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一	療養	
一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一	欠勤	
○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一	休育業児		

休職者は、職務に従事しないが、職員としての身分を保有し、その給与に関する問題は、県立学校職員の場合は「職員の給与に関する条例」の、市町村立学校職員の場合は「福島県市町村立学

校職員の給与等に関する条例」の定め
るところにより一定の給与が支給され
る。(「職員の分限に関する条例」第
五条、「福島県市町村立学校職員の分
限に関する条例」第七条)

休職、休暇等の期間中の給与の支給については、各事由につきおおよそ次表のとおりである。